

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止
処分における処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月30日付け九運公第27号）3.（4）及び「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用」（平成25年9月30日付け九運公第28号）I 3.（1）に基づき、自動車等の使用停止処分における使用停止車両及び使用停止期間の決定に関する基準を以下のとおり定める。

1. 使用停止車両数

使用停止を行う車両数は、処分日車数と当該違反営業所等の配置車両数に応じて、下表により算出した車両数とする。

$$\text{使用停止車両数} = \text{配置車両数} \times 0.10 \sim 0.20 \quad (\text{端数切上げ})$$

処分内容（処分日車数）	使用停止車両数（端数切上げ）
～50日車	配置車両数×10%
51日車～199日車	配置車両数×15%
200日車～	配置車両数×20%

2. 使用停止期間

車両を使用停止する期間は、処分日車数を使用停止する車両数で除して得た数（端数切下げ）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、使用停止する事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

なお、使用停止する期間が6ヶ月を超えなお処分日車数に余りが生じたときは、上記1.の規定にかかわらず使用停止する車両数を1両単位で増加して再計算することとし、使用停止する期間の最長は6ヶ月を超えないものとする。

$$\text{処分期間} = \text{処分日車数} \div \text{使用停止車両数} \quad (\text{端数切捨て})$$

3. 使用停止対象車両

使用停止を行う車両は、次に掲げる①、②、③、④の順に、該当する車両を使用停止処分の対象車両とする。

①違反車両

②違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

③違反車両と乗車定員が同一の車両（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

④初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

附 則

1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。